

# 焼津市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

平成 28 年 12 月 6 日版

※回答は現時点での案であり、平成 29 年度予算の議決等を経て決定されます。

## 【質問項目】

### 1 事業者の指定について

問 焼津市外の事業者が、焼津市の被保険者に対して総合事業のサービスを提供することは可能か。

(回答)

現行の訪問介護、通所介護相当サービス（以下「現行相当サービス」という）については、みなしの指定がされている事業者に限り、指定の有効期間中は、手続きの必要はありません。みなし指定されていない事業者は、焼津市への申請が必要です。

問 みなし指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日までだが、それ以降はどのような手続きが必要となるのか。

(回答)

みなし指定を受けた事業所が平成 30 年 4 月以降も事業を継続する場合は、総合事業の指定の更新をする必要があります。焼津市外の被保険者が利用している事業所は、当該市町の指定更新も必要となります。

### 2 サービス基準について

問 要支援の方は、入浴サービスが受けられなくなるのか。

(回答)

現行相当サービスであれば入浴サービスを受けることが可能です。

問 管理者の専従はサービス提供時間だけでも問題ないか。

(回答)

運営上支障がなければ問題ありません。

問 定員×3㎡の基準は、提供場所が違う場合や、それだけの広さが必要ない場合も満たなければならないか。

(回答)

提供場所が異なる場合でも定員×3㎡の確保は必要となります。

問 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）で 3 時間 5 分のサービスを提供した場合、食事の提供は必須か。

(回答)

必須ではありません。事業者の判断で対応をお願いします。

問 通所型サービスAにおいて、入浴サービスを無償で取り入れることは可能か。

(回答)

可能ですが、必要の有無をサービス担当者会議において確認してください。

問 実施計画書は、地域包括支援センターが作成するのか。

(回答)

実施計画書は地域包括支援センターでは作成せず、事業者で行います。

問 サービス時間外も滞在を希望する場合、事業所独自でサービスを提供することは可能か。

(回答)

運営規定に明記されていれば可能です。

問 現在利用している介護予防通所介護を継続して利用することは可能か。新規の方も利用できるか。

(回答)

総合事業移行後も、介護予防通所介護と同様のサービスである通所介護の現行相当サービスを利用することができます。

問 訪問介護の現行サービスの計画に基づく所要時間、サービス提供時間の設定をする予定はあるか。

(回答)

現在の介護予防訪問介護と同様の設定で考えています。

問 訪問サービスAのサービス提供時間の設定はあるか。

(回答)

現在の介護予防訪問介護と同様の設定で考えています。

問 介護予防給付と総合事業サービスの併用は可能か。

(回答)

要支援認定者の方であれば、併用可能です。

問 通所介護の現行サービスと通所型サービスAは、一体で提供することは可能か。

(回答)

通所介護の現行サービスと通所型サービスAは、一体で提供することを想定しておりません。同一フロアで提供する際は、プログラムを分けるなどして、提供してください。

### 3 単価について

問 介護度が下がった時に加算される仕組みを考案してはどうか。

(回答)

総合事業の中では、評価していく仕組みを確立することが難しいため、今後の検討課題とします。

問 サービスCは専門性が求められるが、それに対しての対価設定がされているか。

(回答)

専門的な業務であることを考慮した単価設定を行っています。

問 平成30年度に総合事業の制度の変更はあるか。

(回答)

現時点では未定です。

問 二次予防事業で行っている送迎料は廃止されるのか。

(回答)

通所型サービスCの送迎料は廃止し、送迎料を含めた単価設定をしています。

#### 4 介護予防ケアマネジメントについて

問 基本チェックリストの審査は誰が行うのか。

(回答)

基本チェックリストを行う前に本人の状況を確認するため、基本チェックリストに対する審査を行うことは想定しておりません。

問 総合事業か介護認定の振り分けはどのように行うのか。

(回答)

市、地域包括支援センターで本人の状況を確認しながら振り分けしていきます。

問 サービス利用にあたって利用者の希望も考慮されるのか。

(回答)

介護予防ケアマネジメントを踏まえ判断されます。

問 二次予防事業では、基本チェックリストに該当した方がサービスを利用することができたが、サービスCは、全ての対象者が対象となるのか。

(回答)

総合事業は、要支援認定を受けた方及び基本チェックリストで該当した方が対象となりますが、サービスは介護予防ケアマネジメントを踏まえ判断されます。

問 要支援1は週1回、要支援2は週2回の利用であるが、事業対象者はどちらも選択できるのか。

(回答)

事業対象者の中には、要支援2の方が認定更新せずに事業対象者となることも考えられます。利用回数については介護予防ケアマネジメントを踏まえ判断されます。

## 5 その他

問 地域リハビリテーション活動支援事業の専門職は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のほか誰を想定しているか。

(回答)

柔道整復師を想定しています。

問 地域リハビリテーション活動支援事業は、個人宅に訪問し介護予防に関する助言を行うこともあるか。

(回答)

対象は、地域包括支援センターに依頼のあったミニデイサービス、さわやかクラブ、居場所などを想定しており個人宅に訪問することは、現時点で考えておりません。

問 介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業は公募しないのか。

(回答)

既存事業からの移行を想定しているため、公募することは考えておりません。

問 利用者への周知はどのようにしていくか。

(回答)

要支援者には認定更新時、新規利用者には相談時に案内していくほか、広報誌、HPにて周知を行っていきます。

問 軽度生活援助事業と生活管理指導員派遣事業は総合事業に移行するのか。移行の際の説明はどこで行うのか。

(回答)

軽度生活援助事業と生活管理指導員派遣事業は原則総合事業に移行となり、現利用者の中で総合事業の対象とならない方については、継続して利用できるよう検討しております。

利用者への説明は介護予防ケアマネジメント時に地域包括支援センター等より説明することを想定しております。